※黄色マーカーは資料３修正対応箇所。

令和８年度第１回嗅覚測定法検討会
議事概要(案)

１．開催日時： 令和８年９月７日(月) 15：00～16：40

２．開催方式： Web 開催（YouTube によるライブ配信）

３．出席者：

委員

上野　広行	公益財団法人東京都環境公社　東京都環境科学研究所
加藤　欽哉	株式会社環境技術研究所
小早川　達	国立研究開発法人産業技術総合研究所
樋口　隆哉	山口大学大学院
藤倉　まなみ	桜美林大学（座長）
増田　淳二	大阪市立環境科学研究センター
向谷　仁志	豊橋市環境部
柳橋　泰生	福岡大学　資源循環・環境制御システム研究所

オブザーバー

経済産業省　イノベーション・環境局 GX グループ環境管理推進室
農林水産省　畜産局畜産振興課環境企画班

４.議事

１）開会
２）委員紹介及び座長選出
３）議題
　（１）検討の背景及び課題
　（２）嗅覚測定法の見直しについて
　（３）その他
４）閉会

５.配布資料

資料１　議事次第
資料２　検討の背景及び課題
資料３　嗅覚測定法の見直しについて（案）
資料４　今後の予定
参考資料１　令和 8 年度嗅覚測定法検討会設置要綱・委員名簿
参考資料２　臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法
（平成 7 年環境庁告示第 63 号）

※黄色マーカーは資料３修正対応箇所。

６．議事概要

１）開会

環境省水・大気環境局環境管理課 環境汚染対策室長より開会挨拶。

２）委員紹介及び座長選出

委員紹介後、藤倉委員が座長に選出された。

３）議題

（１）検討の背景及び課題

事務局より資料２について説明。

（２）嗅覚測定法の見直しについて

事務局より資料３について説明。これに対する主な意見は以下のとおり。

５－２法の導入及び環境法・排出口法の統合

- 委員：測定方法の変更により、規制基準への影響はあるのか。
 （環境省回答）測定方法の変更により平均値は下がるが、資料３図１の分布を見ると現告示法の偶然正解により高めに出ている値が５－２法に変更することで改善され、本来の臭気指数に近い値が算出できるようになる。臭気指数の分布全体が低い方に移動するわけではないため、規制基準値の範囲を変更する必要はないと考えている。
- 委員：臭気強度 2.5～3.5 に対応した規制基準の範囲（臭気指数 10～21）が国で示されている。業種によっても異なるため、５－２法に代わっても相関関係が変わらなければ問題ないが、本来なら、５－２法で再度調べる方が良い。
- 委員：正解者率を適用する条件で「当初希釈倍数（３以上）」と記載すると３倍希釈を実施せずに、10 倍以上で正解者率法を用いることができると誤解されるのではないか。
 （環境省回答）当初希釈倍数を３以上とすることは改正告示で規定したいと思い、ここに記載したが、改正告示では、紛れがないよう当初希釈倍数の設定と正解者率を適用する条件は分けて示したい。
 委員：原則は平均閾値法で、3 倍希釈から始めても 2 人以上が不正解の場合は、正解者率法を適用するという限定的な使い方をするということでよいか。
 （事務局回答）そのとおり。
- 座長：測定方法の統合において、環境法を排出口法に統合する方向で検討しているが、環境法に統合しない理由について説明が必要。
- 委員：表３の臭気指数の算出例では、３倍希釈と 10 倍希釈の結果から算出できるので、30 倍希釈と 100 倍希釈の判定欄や個人閾値の列は、空欄にした方が分かりやすい。

※黄色マーカーは資料３修正対応箇所。

嗅覚検査用基準臭液濃度の見直し

- 委員：今回の被検者は嗅覚検査合格者であったが、今後は一般の方を含め幅広い受検者を対象として、定期的に再調査を実施した方がよい。
- 委員：基準臭Ａの閾値の調査結果について、過去のデータとの違いはなかったのか。
 （事務局回答）令和５年度調査の結果、嗅覚閾値の平均値 5.01、標準偏差 0.80 であったので、嗅覚閾値の平均値に標準偏差の 1.5 倍を足すと-3.81 となる。これを 0.5 刻みに丸めると、$10^{-4.0}$ となり現状と変わらない。昭和 51 年、52 年の平均閾値が 5.35 と令和５年度より感度が高かったものの、標準偏差が 0.95 と大きかったため、結果的に設定濃度は同じ値となった。
- 委員：嗅覚閾値の測定対象の被検者が 156 人となっているが、令和５年度に基準臭Ａについて 65 人、令和６年度に基準臭Ｄ及びＥについて 91 人ということでよいか。
 （事務局回答）そのとおり。
 座長：人数の表記は資料に反映してほしい。

におい袋・フラスコの共用化の検討

- 座長：におい袋法だけでなく、共用化はフラスコ法にも適用できることが分かるよう資料中の表現を改めてほしい。
- 座長：フラスコは現告示法と同じ 300 mL の容量のまま、試料水 100 mL を入れたものを複数人で順次共用する内容を明示した方がよい。
- 委員：フラスコ法の無臭水保管容器を最大８Ｌとする案が記載されているが、８Ｌの容器は使い勝手も悪く、保温が適切にできるか心配である。

臭気排出強度の算定方法の見直し

- 委員：排出ガス流量の丸め方について示す必要はないか。
 （事務局回答）JIS の規定に基づく。今後のマニュアル等に記載したい。

全体的な意見

- 委員：全体的な提案内容について、特段の問題はない。
- 委員：臭気指数規制の導入率は３割と低いが、苦情対応に有効であるため、今後臭気指数規制を導入する市町村が増えていくことが期待される。

（３）その他

・環境省より資料４について説明。
・本日の御意見を踏まえ、パブリックコメントにかける告示改正案を環境省・事務局で作成し、委員に確認依頼した後、最終確認は座長に一任することで委員の了承が得られた。
・事務局は議事概要及び資料３の注釈追記版を作成し、委員確認後に環境省ホームページへ掲載することとした。

以上